

平成17年12月13日

## 「農業災害補償に関する行政評価・監視」

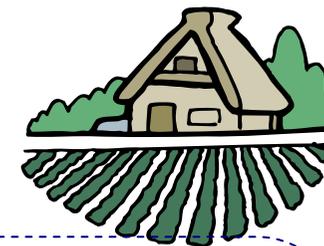
### ＜評価・監視結果に基づく参考通知＞

「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、8管区行政評価局(支局を含む。)及び14行政評価事務所が、平成16年4月から7月にかけて実地に調査した結果等に基づき、農林水産省に対して平成17年12月13日に勧告するものです。

総務省から農林水産省に対して勧告を行ったことを受け、同日、新潟行政評価事務所(所長:乳井圭介)も調査結果を新潟県知事に対して参考通知します。

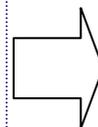
# 概 略



## 調査実施の背景

- 国は、農災法（注）に基づき、自然災害、病虫害などの事故による農家の損失を補てんする農業災害補償制度を設けている。  
農業災害補償制度は、国と農業共済団体とが実施。農家は、共済掛金（半額）を支払い、農業共済団体は農家に共済金を支払う。
- 国は、農業共済団体の事務費に対して、補助を実施
  - ・ 事務費負担金（新潟県分、平成15年度） 約2,009百万円
  - ・ 特別事務費等補助金（ " " ） 約16百万円

<このほか、共済掛金の2分の1を国庫で負担>
- 事務費負担金の交付・使用を適正に行うことや共済金の支払を適正に行うこと等が重要



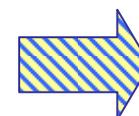
- 調査事項
  - ・ 事務費負担金及び特別事務費負担金等の交付、使用状況
  - ・ 共済の加入、共済金の支払状況
- 調査対象
  - ・ 新潟県
  - ・ 新潟県農業共済組合連合会
  - ・ 6 農業共済組合中 4 農業共済組合
  - ・ 延べ 180 農家等

(注) 農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）

## 行政評価・監視の実施

### 次の事項について勧告

- 1 事務費負担金の執行の適正化
- 2 特別事務費等補助金の執行の適正化
- 3 共済業務運営の適正化



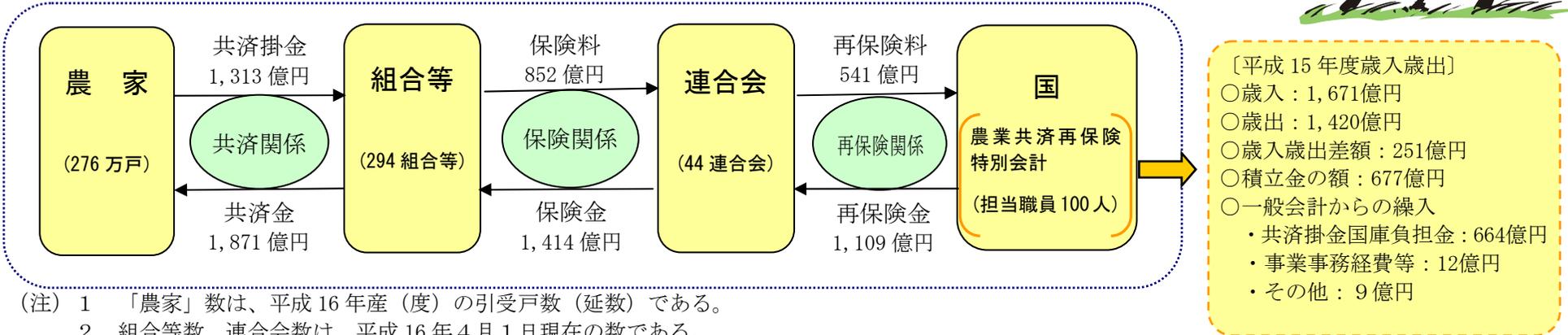
勧告先：農林水産省

勧告日：平成17年12月13日

※ 行政評価・監視において、事務費負担金に係る指摘は初めて。

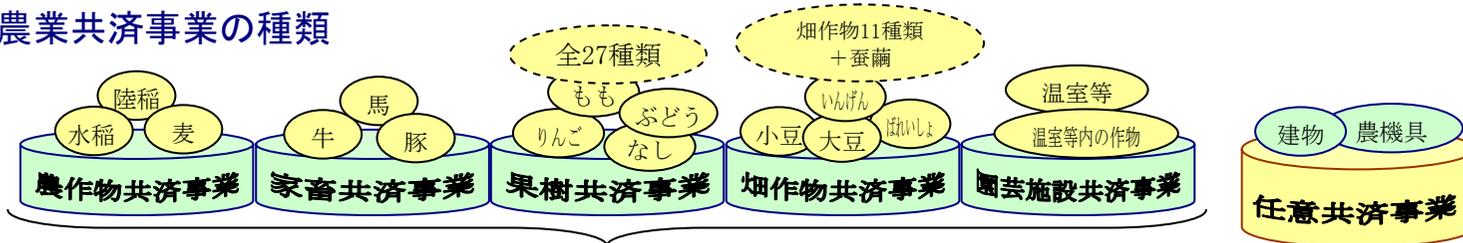
## 農業災害補償制度の概要

### ○ 農業災害補償制度の仕組み 三段階のシステムにより危険分散



- (注) 1 「農家」数は、平成 16 年産 (度) の引受戸数 (延数) である。  
 2 組合等数、連合会数は、平成 16 年 4 月 1 日現在の数である。  
 3 一部の組合等については、国が保険する二段階のシステムとなっている。  
 4 金額は、平成 15 年度実績である (共済金及び共済掛金は、平成 15 年産 (度) の実績である。)  
 5 共済掛金、保険料及び再保険料には共済掛金に対する国庫負担分が含まれている。

### ○ 農業共済事業の種類



制度共済事業 (国庫負担の対象事業)

### ○ 農業災害補償制度に係る国庫負担

- 連合会及び組合等の事務費に対する補助  
事務費負担金  
特別事務費等補助金
- 農家の共済掛金に対する国の負担 (約 2 分の 1)  
< 共済掛金の支払 → 共済金の支払 >

### ○ 国・都道府県の関与

- 国庫負担対象経費の費目を設定
- 常例検査の実施
- 補助金監査の実施

# 1 事務費負担金の執行の適正化



## 制度・仕組

- 国は、農災法に基づき、予算の範囲内で連合会・組合等の事務費を負担
- 事務費負担金の対象経費：制度共済事業に係る事務経費（任意共済事業は対象外）
- 事務費負担金の交付額：平成15年度約2,009百万円

## 調査手法

- 新潟県農業共済組合連合会、4農業共済組合を調査
- 平成13年度～15年度の補助金実績報告書に計上された経費について、その使途、目的等を連合会及び組合等において実地に調査
- ※ 共通管理的な経費は、按分するとの観点からアプローチ

## 問題点

- 任意共済事業に係る経費を負担金対象経費としている組合あり  
(2組合72,252円(うち、平成15年度18,552円))
  - ・ 業務費を制度共済事業と任意共済事業に区分せず事業規模点数により一律に案分(1組合)
  - ・ 補助対象外の用務に対する旅費等(2組合)

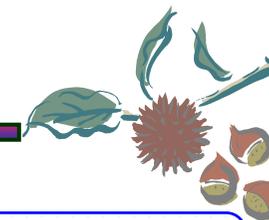
## 原因

- 任意共済事業の経費の除外に係る農林水産省の指導が徹底されていないこと
- 実績報告書の記載内容を十分にチェックしていないこと
- 常例検査で的確にチェックしていないこと

## 勧告要旨

- 任意共済事業に係る経費を負担金交付対象経費から除外する方法を連合会・組合等に示し、これに基づき対象経費を適正に算定させること
- 対象経費の的確な検査のためのチェックリストを策定し、これに基づき、農林水産省及び都道府県が、的確に検査すること

## 2 特別事務費等補助金の執行の適正化



### 制度・仕組

- 国は、事務費負担金のほか、予算補助により特別事務費等補助金（特別事務費補助金及び対策費補助金）を交付
  - ・ 特別事務費補助金の対象経費：連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行うのに要する経費等
  - ・ 対策費補助金の対象経費：事務処理を機械化するためのシステムの開発及びシステム管理者の養成等を行うのに要する経費等
- 補助金の交付総額：平成15年度 約16百万円

### 調査手法

- 新潟県農業共済組合連合会、4 農業共済組合を調査
- 平成13年度～15年度の補助金実績報告書に計上された経費について、その使途、目的等を連合会及び組合等において実地に調査

### 問題点

- 補助対象以外の経費を補助対象経費として実績報告書に計上（連合会及び4 組合約963万円）
  - ・ 実測を行わず、目視による現地調査で損害評価を行った際の旅費等（連合会及び2 組合）
  - ・ 補助事業の目的と関連性のない広報誌や講演会などの経費（4 組合）
- 補助対象経費から、上記の不適正額を除外して補助対象経費を再計算すると、国庫負担金額の方が補助対象経費を上回り、過大支給となっているもの：2 組合、約195万円

### 原因

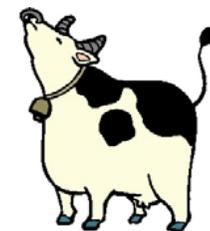
- 補助金の執行状況について、常例検査や補助金監査を厳正に実施していないこと
- 補助金採択時及び実績報告時における審査を適切に行っていないこと

### 勧告要旨

- 連合会及び組合等における補助金の使途が適切か、点検できる仕組みを設け、点検すること
- 補助金の採択審査及び補助金監査を厳正に実施すること



### 3 共済業務運営の適正化



#### 制度・仕組

- 共済の引受、共済掛金の徴収、損害の評価、共済金の支払などの各種の業務の実施については、農災法及び農林水産省が定める各種の要綱等に具体的に規定
- 組合等は、農林水産省が定める模範定款等に基づき定款を策定し、組合等は、これに基づき業務を実施

#### 調査手法

- 新潟県農業共済組合連合会、4 農業共済組合を調査
- 平成 13 年度～15 年度に共済金の支払を受けた農家等の中から、1 組合当たり 45 農家等、計 180 農家等を無作為抽出し、共済の引受、共済掛金の徴収、損害の評価、共済金の支払などの業務の実施状況について、調査

#### 問題点

- 共済の引受手続きが的確に行われていないものや定款等の規定が不適切なものあり（4 組合）
  - ・ 加入している農家に共済責任期間の開始前までに加入申込書等を提出させていない（1 組合）
  - ・ 農家等が共済責任期間の開始前までに加入申込書等を提出しているにもかかわらず、共済責任期間の開始後に加入承諾している（4 組合）
  - ・ 耕地の引受面積を実際の面積より過大に引き受けている（1 組合）
  - ・ 共済の加入申込期限等が共済責任期間の開始前となるように定款等に規定していない（4 組合）
  - ・ 共済掛金納入期限を共済責任期間開始前となるように定款等に規定していない（4 組合）

#### 原因

- 組合等が、加入資格の精査、引受面積の確認、掛金の徴収状況の把握、損害評価などの事務手続を的確に行っていない
- 都道府県が組合等に対して行う常例検査において、不適切事例を的確に把握していない、あるいは、指摘事例に対するフォローアップを行っていない

#### 勧告要旨

- 都道府県に対し、すべての組合等について、適正な事務処理の確保のための組合等における内部検査機能の運用状況等について総点検を行うよう助言すること
- 常例検査で検査すべき事項を記載したチェックリストを都道府県に示し、これに基づき組合等の常例検査を行うよう助言すること



〔本件連絡先〕

総務省新潟行政評価事務所 評価監視官室

評価監視官：中山 なかやま 孝之 たかゆき

電 話 025-224-3511

F A X 025-224-5839